

埼玉県依存症等対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、アルコール依存症を含むアルコール関連問題、薬物依存症、ギャンブル等依存症（以下「依存症等」という。）を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、県が適切と認める依存症等に関する問題の改善に取り組む民間団体が実施する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年3月30日埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（平成30年3月29日付厚生労働省発障0329第11号厚生労働事務次官通知）、「地域生活支援促進事業実施要綱」（平成29年9月7日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「実施要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象・期間)

- 第2条 この補助金は、実施要綱に基づき各団体が行う次の活動に要する経費を交付の対象とする。
- (1) ミーティング活動
 - (2) 情報提供
 - (3) 普及啓発活動
 - (4) 相談活動
- 2 補助金の交付対象期間は、補助金交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までに活動した経費とする。

(対象事業費)

- 第3条 前条第1項の規定にかかわらず、他の公的団体等が行う補助制度による補助金の交付の対象となる経費は、交付の対象とする経費から除くものとする。
- 2 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

- 第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。
- 1 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
 - 2 事業内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
 - 3 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - 4 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - 5 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及

びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

6 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

7 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

8 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 1 号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

9 この補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書（様式第 2 号に準じた様式）を作成するとともに、事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類をこの補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（交付申請手続及び交付決定）

第 5 条 規則第 4 条第 1 項の規定による申請書は次のとおりとする。

（1）申請書は様式第 3 号によるものとする。

（2）規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号に係る書類の添付は要しない。

（3）規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する知事が定める事項は次のとおりとする。

ア 埼玉県依存症等対策支援事業費補助金 所要額調（様式 3-1）

イ 埼玉県依存症等対策支援事業実施計画書（様式 3-2）

ウ 当該事業に係る収支予算書（抄本）（様式第 2 号に準じた様式）

エ 県が別途指示する資料

2 規則第 4 条第 1 項の規定による申請書の提出時期は、毎会計年度ごとに知事が定める。

3 知事は、申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式 3-3 による補助金交付決定通知書を送付するものとする。

（変更申請手続）

第 6 条 この補助金の交付決定後に申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、第 5 条に定める申請手続に従い、知事が別に定める日までに行うものとする。この場合において様式第 3 号とあるのは様式第 4 号と読み替えるものとする。

2 知事は、変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、変更交付決定を行い、

様式4-1による補助金変更交付決定通知書を送付するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による報告書は次のとおりとする。

(1) 実績報告書は様式第5号によるものとする。

(2) 添付書類は次のとおりとする。

ア 埼玉県依存症等対策支援事業費補助金 精算書(様式5-1)

イ 埼玉県依存症等対策支援事業実績報告書(様式5-2)

ウ 当該事業に係る収支決算(見込)書抄本(様式第2号に準じた様式)

エ 県が別途指示する資料

2 規則第13条の規定による報告は補助事業を完了した日から14日以内に知事に提出しなければならない。

3 知事は、実績報告書の提出があったときは、規則第14条の規定により、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、様式5-3により額確定通知書を送付するものとする。

(補助金の支払)

第8条 補助金は規則第14条の規定により額を確定した後に支払うものとする。額の確定した後に補助金の支払を受けようとするときは、様式第6号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 団体の代表者等は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第7号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている時は、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
アルコール関連問題の改善に取り組む事業	埼玉県知事が必要と認めた額	賃金、報償費[謝金]、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費[会議費]、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金（[]内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	10 / 10
薬物依存症に関する問題の改善に取り組む事業	埼玉県知事が必要と認めた額	賃金、報償費[謝金]、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費[会議費]、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金（[]内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	10 / 10
ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む事業	埼玉県知事が必要と認めた額	賃金、報償費[謝金]、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費[会議費]、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金（[]内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	10 / 10